

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の一部実施・非該当一覧

当社は、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる項目のうち、原則3(注)は一部実施、原則5(注2)、原則6(注2)、原則6(注3)は、当社の「お客さま本位の業務運営方針」の対象外であることを公表いたします。

顧客本位の業務運営に関する原則		一部実施・非該当	一部実施・非該当理由
原則3	(注)	一部実施	<p>(※1) 当社における組織形態上、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品の販売・推奨することがないため対象としておりません。</p> <p>(※2) 当社における組織形態上、同一主体又はグループ内の運用部門が、資産の運用先に営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶことがないため対象としておりません。</p>
原則5	(注2)	非該当	<p>当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することがないため、本原則は対象としておりません。</p>
原則6	(注2)	非該当	<p>当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することがないため、本原則は対象としておりません。</p>
	(注3)	非該当	<p>当社における業務形態上、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、本原則は対象としておりません。</p>

※ 2023年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況報告書の添付資料

